

- 令和7年8月18日に大阪府中央区宗右衛門町で発生したビル火災は、消防活動中に消防職員2名が殉職した事故である。
- 大阪府消防局から公表された事故調査の報告書によると、様々に考えられる事故原因の一つとして、急速な延焼拡大があったと要因分析され、建築物の外壁に設置された屋外広告物（高さ3m超）が建築基準法64条の規定※に適合せず、不燃材料ではないものが設置されていたことが指摘されている。

※防火地域内にある看板等で高さ3mを超えるもの等は不燃材料とすること。

火災建築物の概要

所在地：大阪府中央区宗右衛門町7番18号
イナカ会館（西）・田舎そばビル（東）
地域：防火地域
延面積：1,603㎡（建築面積237㎡）
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、耐火構造
階数：地下1階、地上7階
用途：飲食店、事務所等が入居する
複合用途防火対象物

建築経過：

- ・ 昭和43年8月6日 西側建物竣工
- ・ 昭和43年11月9日 東側建物竣工
- ・ 時期不明 東側建物と西側建物を4階で接続（消防法上同一棟として規制）

火災の概要

火災発生日時：令和7年8月18日（月）
出火箇所：西側建物敷地内 南西部地上付近
出火原因：たばこ（推定）
死者：2名（消防職員）
負傷者：5名（消防職員4名、近隣店舗利用客1名）

事故を受けた大阪府消防局の対応

大阪府消防局では事故調査委員会を設置し、事故発生時の状況や原因の調査、建物状況や法令違反との因果関係などの調査を実施

＜報告書における指摘事項＞

- ・ 複数のエアコン室外機の燃焼や不燃材ではない屋外看板などによる急速な燃焼拡大で危機的状況に陥った。
- ・ 退路としていた室内階段からの火・煙・熱の流入により脱出することができなかった。
- ・ 活動場所に関する情報伝達が十分でなく、情報共有や連携に課題があり、発見・救出に時間を要した。



消防局事故調査委員会『大阪府中央区ビル火災事故調査 中間報告（概要）』より

事故を受けた国土交通省の対応

- 大阪府消防局による事故調査の最終報告書の公表（令和8年1月30日）等を踏まえ、住宅局・都市局の連名通知※により建築主務部・屋外広告物条例所管部に対し、以下の内容について依頼。
 - ① 屋外広告物の設置事業者等に対する建築基準法令への適合及びその確認の重要性並びに手続の徹底についての周知・指導を行うこと
 - ② 屋外広告物条例に基づく許可の申請の際に、疑義がある場合は設置事業者等に確認し、建築主務部局に情報共有を行うこと
 - ③ 当該火災が発生した地域と類似の地域を対象に法適合性について実態を把握し、不適合があった場合は是正指導を行うこと

※「屋外広告物に係る防火安全対策について」（令和8年1月30日国住指第407号、国住参第4140号、国都公景第197号）

※「準用工作物に該当する屋外広告物の建築基準法令への適合及び手続の徹底について」（令和8年3月30日 事務連絡）